

第5章 総合評価

本事業の実施による環境への影響について、総合的な影響を評価するとともに、項目間の相互関係、間接的影響、環境保全措置の実施等による項目間の整合性についての確認を行った。

予測は、本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、水象、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等、その他の環境要素（日照障害、電波障害）の19項目について行った。その結果、環境影響の回避・低減又は代償のために実施する各種の環境保全措置により、環境への影響が回避・低減又は代償され、環境保全のための目標を満足するとともに、事業者による実施可能な範囲での影響緩和が図られているものとする。

また、一方の環境保全措置の実施が他の環境項目へ悪影響を与えることはなく、予測項目間の相互関係、間接的影響、環境保全措置の実施等による項目間の整合性が図られていると考える。

以上のことから、本事業の実施による総合的な環境への影響の程度は、できる限りの緩和が図られているものと評価する。

